

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	漕手死亡																																																											
発生日時	不明（平成29年4月25日 13時16分ごろ～18時14分ごろの間）																																																											
発生場所	不明（大分県大分市関 ^{せき} 埼東方沖）																																																											
事故の概要	カヌー（船名なし）は、無人の状態で発見され、漕手が死亡した。																																																											
事故調査の経過	平成29年4月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																																																											
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	カヌー（船名なし）、重量約15kg なし、個人所有 約5m×約0.6m×不詳、FRP 機関なし、不詳																																																											
乗組員等に関する情報	漕手 男性 64歳																																																											
死傷者等	死亡 1人（漕手）																																																											
損傷	なし																																																											
気象・海象	気象：天気 曇り 大分市関埼灯台の西方約26kmに位置する大分地方気象台の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日時</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25日 10:00</td> <td>南南東</td> <td>4.0</td> <td>南</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>南南東</td> <td>5.3</td> <td>南</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>南南東</td> <td>6.3</td> <td>南東</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>南南東</td> <td>6.9</td> <td>南</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>南東</td> <td>6.5</td> <td>南東</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>15:00</td> <td>南南東</td> <td>4.6</td> <td>南南東</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>南南東</td> <td>4.2</td> <td>南南東</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>17:00</td> <td>南</td> <td>5.7</td> <td>南</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>18:00</td> <td>南南東</td> <td>4.7</td> <td>南南東</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>19:00</td> <td>南</td> <td>5.1</td> <td>南南東</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table>	日時	平均		最大瞬間		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)	25日 10:00	南南東	4.0	南	6.5	11:00	南南東	5.3	南	8.1	12:00	南南東	6.3	南東	10.0	13:00	南南東	6.9	南	11.9	14:00	南東	6.5	南東	10.9	15:00	南南東	4.6	南南東	7.3	16:00	南南東	4.2	南南東	7.7	17:00	南	5.7	南	10.5	18:00	南南東	4.7	南南東	8.8	19:00	南	5.1	南南東	7.9
日時	平均		最大瞬間																																																									
	風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)																																																								
25日 10:00	南南東	4.0	南	6.5																																																								
11:00	南南東	5.3	南	8.1																																																								
12:00	南南東	6.3	南東	10.0																																																								
13:00	南南東	6.9	南	11.9																																																								
14:00	南東	6.5	南東	10.9																																																								
15:00	南南東	4.6	南南東	7.3																																																								
16:00	南南東	4.2	南南東	7.7																																																								
17:00	南	5.7	南	10.5																																																								
18:00	南南東	4.7	南南東	8.8																																																								
19:00	南	5.1	南南東	7.9																																																								

	<p>海象：波高 約0.5m、潮流 南流約4.2ノット (kn) 水温 約18℃</p> <p>警報及び注意報の発表状況</p> <p>大分県中部には、4月25日10時22分に波浪注意報が発表され、13時46分に強風注意報が発表され、22時52分に共に解除された。</p>
事故の経過	<p>本船は、漕手が1人で乗り、平成29年4月25日12時00分ごろ大分市黒ヶ浜海水浴場から単独で出発した。</p> <p>海上保安庁は、13時16分ごろ、漕手からの118番通報により、関崎と大分市高島の間を青色のカヌーで漕艇中のところ、風浪により航行が困難な状態になった旨の救助要請を受けた。</p> <p>海上保安庁は、警察、防災航空隊及び水難救済会と連携して、巡視艇1隻、巡視船1隻、ヘリコプタ2機及び水難救済会所属船1隻で広域の搜索を開始した。</p> <p>本船は、巡視船により18時14分ごろ関崎灯台から真方位016°6.5海里(M)付近で転覆した状態で発見され、回収された。</p> <p>漕手は、5月11日11時37分ごろ、操業中の漁船により、見舞崎灯台から真方位300°2.4M付近で、救命胴衣を着用して漂流しているところを発見された後、巡視船に揚収されて海上保安庁により死亡が確認され、死因は溺死の疑いと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>漕手が救助要請をした携帯電話の発信場所は、関崎と高島の間海域であった。</p> <p>海上保安庁は、救助要請を受けた後、漕手の場所を確認する目的で漕手の携帯電話に連絡したが応答がなかった。</p> <p>本船には、本事故後、弁当、たばこ、ジュース及び車の鍵が残っていたが、携帯電話は発見されなかった。</p> <p>漕手の携帯電話は防水型であったが、本事故以前から、防水機能が低下していた。</p> <p>関崎東方沖は、船舶安全法で定められた平水区域を出て沿岸区域に入るところに当たり、速吸瀬戸と呼ばれる潮の流れが速い場所であった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 不明</p> <p>船体・機関等の関与 不明</p> <p>気象・海象等の関与 あり</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>漕手の死因は、溺死の疑いと検案された。</p> <p>本船は、黒ヶ浜海水浴場から単独で出発し、漕手が、4月25日13時16分ごろ118番通報した後、18時14分ごろ転覆した状態で発見されたことから、この間において落水したものと考えられる</p>

	<p>が、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>漕手は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、風力4～6の南東風が吹き波浪注意報が発表されている状況下、関崎と高島の間海域で、海上保安庁に対し、風浪により航行が困難となった旨の救助要請を行っていることから、漕手が自力で岸まで戻れなくなった可能性があると考えられる。</p> <p>漕手が、出発前に気象情報を入手し、出発の可否を判断したかどうかについては、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、黒ヶ浜海水浴場から単独で出発した後、漕手が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出航前に気象情報を入手し、出航の可否を適切に判断すること。 ・ 出航する際、緊急時の連絡手段の確保として、GPS位置情報等の機能を有する防水型電話及びPLB（携帯用位置指示無線標識）を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

